

千葉県多文化共生推進プラン (案)

千葉県
令和 年 月

－ 目 次 －

第1 はじめに

1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの策定方法	2
3	プランの対象期間	2
4	プランの位置付け	2

第2 プラン策定の背景

1	多文化共生に関する社会情勢	3
2	本県の現状	6

第3 外国人県民を取り巻く課題

第4 プラン策定の基本的な考え方

第5 多文化共生施策の体系・展開

【施策目標Ⅰ】

1	多文化共生意識の醸成	20
2	外国人県民の活躍の場づくり	23

【施策目標Ⅱ】

1	コミュニケーション支援	25
2	子どもの教育環境の整備	30
3	住宅・医療・保健・福祉の充実	33
4	防災・防犯・交通安全対策の推進	37
5	雇用・就労の促進	41

第6 プランの推進体制・進行管理

第1 はじめに

1 プラン策定の趣旨

千葉県は、首都圏に位置し、数多くの宝・ポテンシャルにあふれています。県内産業は、素材・エネルギー産業の国内最大級の集積地である京葉臨海コンビナートを擁し、農林水産業も全国上位に位置するなど、バランスの取れた産業構造を有しています。また、自然環境は、九十九里浜・内房・外房の美しい海岸線や房総丘陵の山並みなどの風光明媚で豊かな自然に恵まれています。さらに、我が国の表玄関である成田空港を始め、東京湾アクアラインなどのインフラ施設が存在し、本県の平成30（2018）年における観光入込客数は1億8千万人を超え、年々増加しています。

他方、全国的な少子高齢化の進展に伴い、千葉県においても今後人口の減少が予測されています。その中であって、県内に在住する外国人は、外国人技能実習制度の拡充や留学生の受入れ促進等を背景として年々増加傾向にあり、平成30（2018）年末時点で15万人を超えています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に訪日外国人の増加などにより、多くの県民が多様な文化に触れる機会が広がることが予想されます。

このように経済・社会のグローバル化が進む中、言語・文化・習慣の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として共に生きていく「多文化共生」社会づくりの必要性が高まっています。

これまで県では、県政運営の基本となる千葉県総合計画において「外国人県民にも暮らしやすい県づくり」を柱として掲げ、外国人県民が安心して暮らし働くための支援を中心に、多文化共生の推進に取り組んできました。

今後は、人口減少により地域社会の活力低下が懸念されていることを踏まえ、外国人県民を含めた全ての県民が地域社会の担い手として、共に助け合って活躍していくという視点がより一層重要となります。

従来の多文化共生の施策をこのような視点で改めて整理し推進することにより、多様な人々が、本県の有する宝・ポテンシャルを存分に活かして安全・快適な暮らしを実現し、本県の活力を将来に渡り維持していくことができるものと考えています。

そこで、県は、このような多文化共生の理念や方向性を、県民、県や市町村、千葉県国際交流センター、市町村国際交流協会、NPO・ボランティア団体等全ての関係主体において共有し、連携しながら理念の実現を図るため、県が実施する様々な多文化共生施策を体系的に整理した「千葉県多文化共生推進プラン」を策定することとしました。

2 プランの策定方法

本プランは、県内学識経験者や各分野の経験者、関係団体からなる「千葉県多文化共生推進プラン策定懇談会」における議論のほか、市町村からの意見収集やパブリックコメントの実施等により、幅広い方々の意見を反映して策定しています。

3 プランの対象期間

令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの3年間とします。

4 プランの位置付け

本プランは、千葉県総合計画など、関連する県の計画とも整合を図りながら、多文化共生社会づくりに関する本県の基本的な考え方を示し、千葉県における多文化共生施策を効率的・効果的に実施するために必要な事項について定めるものです。



「外国人」と「外国人県民」

出入国管理及び難民認定法の第2条第2号では「外国人」とは、「日本の国籍を有しない者」と定義されています。

しかし、日本の国籍を取得している方でも、外国にルーツを持ち、本県で生活する上で、様々な困難を抱えている方も存在しています。

そこで、このプランにおいては、『国籍にかかわらず、日本以外の多様な言語や文化的背景を有する県民』を「外国人県民」としています。

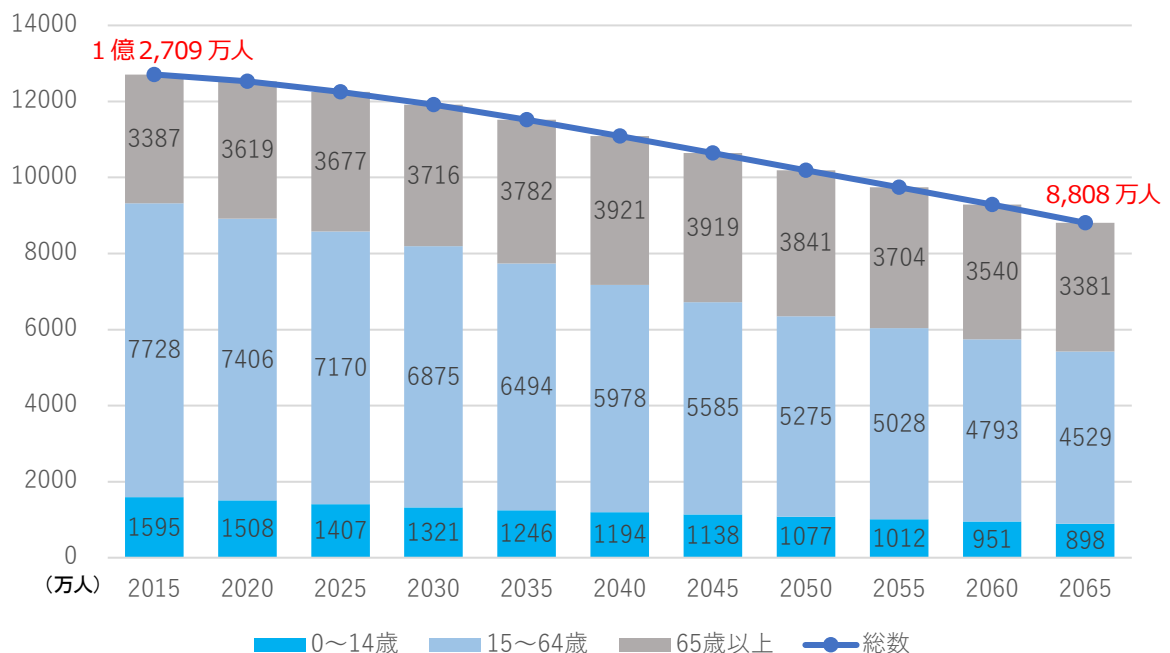
第2 プラン策定の背景

1 多文化共生に関する社会情勢

(1) 少子高齢化社会の進行

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によれば、日本の総人口は長期の減少過程に入り、平成 27（2015）年国勢調査による 1 億 2,709 万人から、令和 22（2040）年の 1 億 1,092 万人を経て、令和 35（2053）年には 1 億人を割って 9,924 万人となり、令和 47（2065）年には 8,808 万人になるものと推計されています（出生中位（死亡中位）仮定推計による）。

（図1）日本の総人口の推移

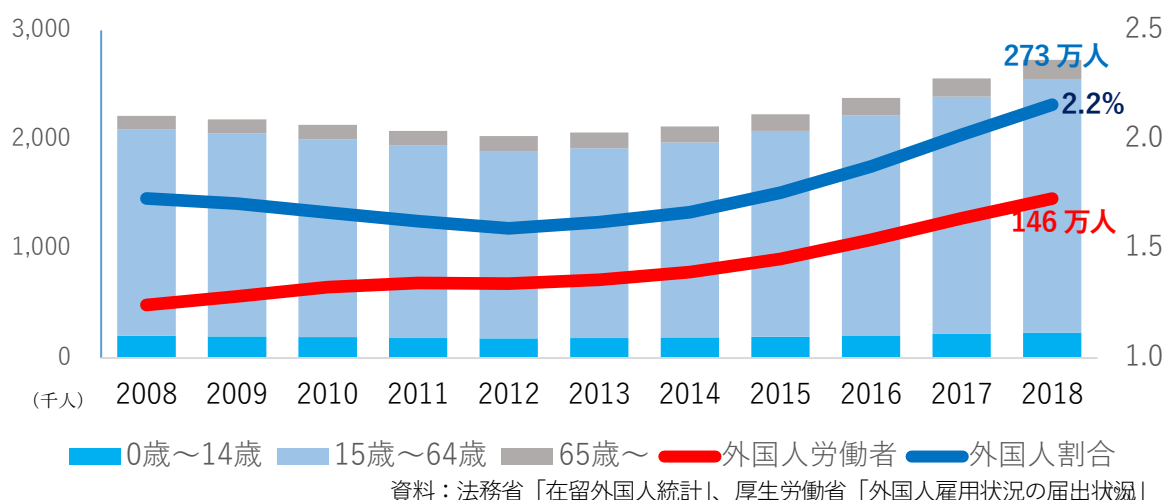


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」

(2) 在留外国人数の現況

日本に在留する外国人は平成 30（2018）年末時点で 273 万人、日本で就労する外国人は平成 30（2018）年 10 月末時点で 146 万人と、それぞれ過去最多を記録し、日本の総人口に占める割合も 2%を超えています。

(図 2) 在留外国人数・外国人労働者数の推移



国籍別外国人数は、中国（76.4 万人）、韓国（44.9 万人）、ベトナム（33.0 万人）、フィリピン（27.1 万人）、ブラジル（20.1 万人）の上位 5 か国で全体の 7 割を占めていますが、同時に国籍の多様化も進んでいます。また、留学生や技能実習生が増加しています。

都道府県別外国人数は、東京都、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県、千葉県の間となっており、千葉県は第 6 位、15.6 万人で日本に在留する外国人数の 5.7%を占めています。

(表 1) 国籍別外国人数

1	中 国	764,720	14	ミ ャ ン マ ー	26,456
2	韓 国	449,634	15	ス リ ラ ン カ	25,410
3	ベ ト ナ ム	330,835	16	英 国	17,943
4	フ ィ リ ピ ン	271,289	17	パ キ ス タ ン	16,198
5	ブ ラ ジ ル	201,865	18	バ ン グ ラ デ シ ュ	15,476
6	ネ パ ー ル	88,951	19	フ ラ ン ス	13,355
7	台 湾	60,684	20	カ ン ボ ジ ア	12,174
8	米 国	57,500	21	オ ー ス ト ラ リ ア	11,406
9	イ ン ド ネ シ ア	56,346	22	モ ン ゴ ル	10,987
10	タ イ	52,323	23	カ ナ ダ	10,713
11	ペ ル ー	48,362	24	マ レ ー シ ア	10,368
12	イ ン ド	35,419		そ の 他	283,606
13	朝 鮮	29,559		合 計	2,731,093

(表 2) 都道府県別外国人数（上位 10 自治体）

都道府県名	人数	構成比
1 東 京	567,789	20.9%
2 愛 知	260,952	9.6%
3 大 阪	239,113	8.8%
4 神 奈 川	218,946	8.0%
5 埼 玉	180,762	6.6%
6 千 葉	156,058	5.7%
7 兵 庫	110,005	4.0%
8 静 岡	92,459	3.4%
9 福 岡	77,044	2.8%
10 茨 城	66,321	2.4%

資料：法務省「在留外国人統計」

（３）国における多文化共生推進の取組

1980年代後半に自治省（現総務省）が「国際交流」・「国際協力」の２つを柱とした地域の国際化推進を指針で示し、平成18（2006）年には、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定、「地域における多文化共生」が第３の柱として掲げられました。このプランでは国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が強調されています。

また、在留外国人の増加と新たな在留資格である「特定技能」の創設を踏まえて、関係閣僚会議において、平成30（2018）年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、令和元（2019）年には、総合的対応策の充実にに向けた主な施策が示されるとともに、改訂版も取りまとめられました。

（表３）国における多文化共生推進の主な取組

年	主体	主な動き
1980年代	自治省 （現総務省）	「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」（昭和62年3月） 「国際交流のまちづくりのための指針」（昭和63年7月） 「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」（平成元年2月14日）
2006年	総務省	「地域における多文化共生推進プラン」（平成18年3月）
2018年	関係閣僚会議	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）
2019年	関係閣僚会議	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実にについて」（令和元年6月）
〃	関係閣僚会議	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（令和元年12月）

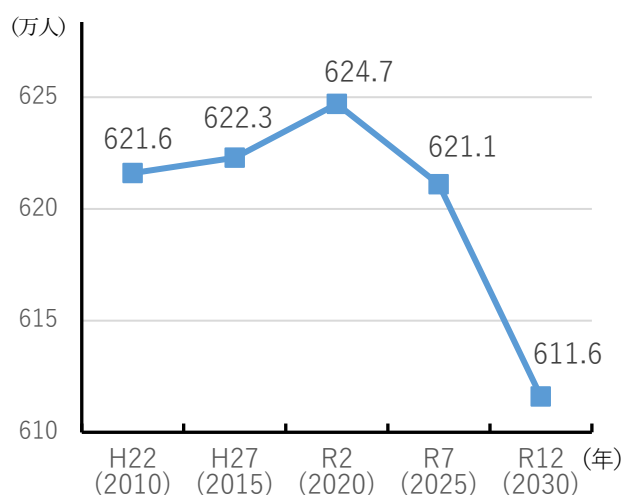
2 本県の現状

(1) 本県の将来人口推計

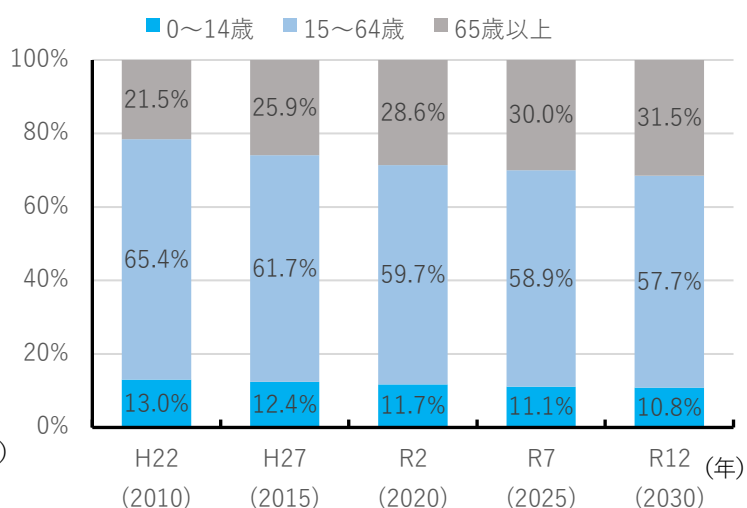
平成 29（2017）年度に県が行った将来人口推計（5 年ごとの推計）では、令和 2（2020）年の 624 万 7 千人をピークとして減少傾向に転じ、令和 7（2025）年には 621 万 1 千人、令和 12（2030）年には 611 万 6 千人まで減少することが予想されています（各年 10 月 1 日時点の中位推計による）。

また、年齢別人口割合の推計を見ると、高齢者（65 歳以上）人口の割合の高まりと、生産年齢人口（15～64 歳以下）の割合の減少が予想されます。

（図 3）千葉県 の 将来人口 の 推計



（図 4）千葉県における年齢別人口割合の推計



資料：千葉県「政策検討基礎調査」（平成 29 年）、平成 22 年及び 27 年は総務省「国勢調査」

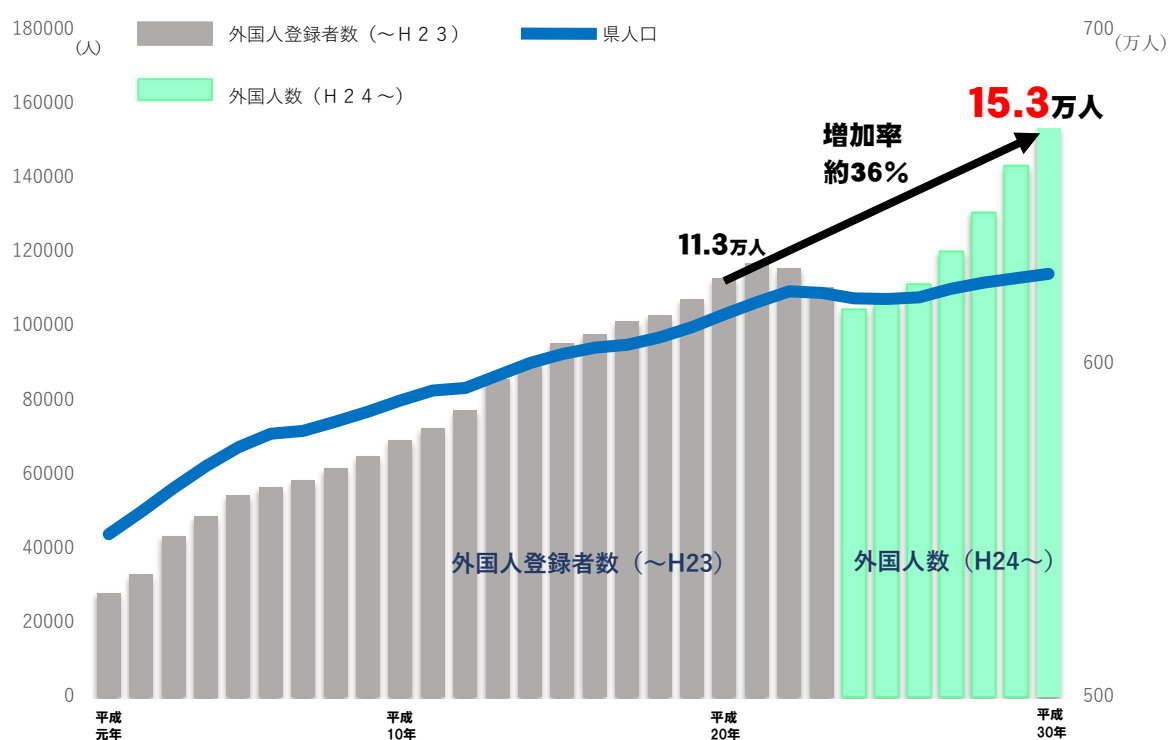
(2) 本県の外国人の現状

ア 外国人数の推移

本県の外国人数は平成 30（2018）年末現在、153,500 人で過去最高となりました。都道府県別外国人数では全国で第 6 位となっています。

平成 20（2008）年からの 10 年間で県人口と外国人数の増加率を比較すると、県人口の約 2%増に対し、外国人数は約 36%増と大幅に増加しています。

（図 5）県内外国人登録者数・外国人数の推移



資料：千葉県国際課調査「平成 30 年 12 月末住民基本台帳による外国人数」

注）平成 23 年までは外国人登録法に基づく外国人登録者数により県が集計した人数であり、24 年以降は同法の廃止に伴い、各市町村の住民基本台帳上の外国人数を集計した人数による。法務省の在留許可に基づき集計された在留外国人統計の在留外国人数とは取得方法等によるずれがある。

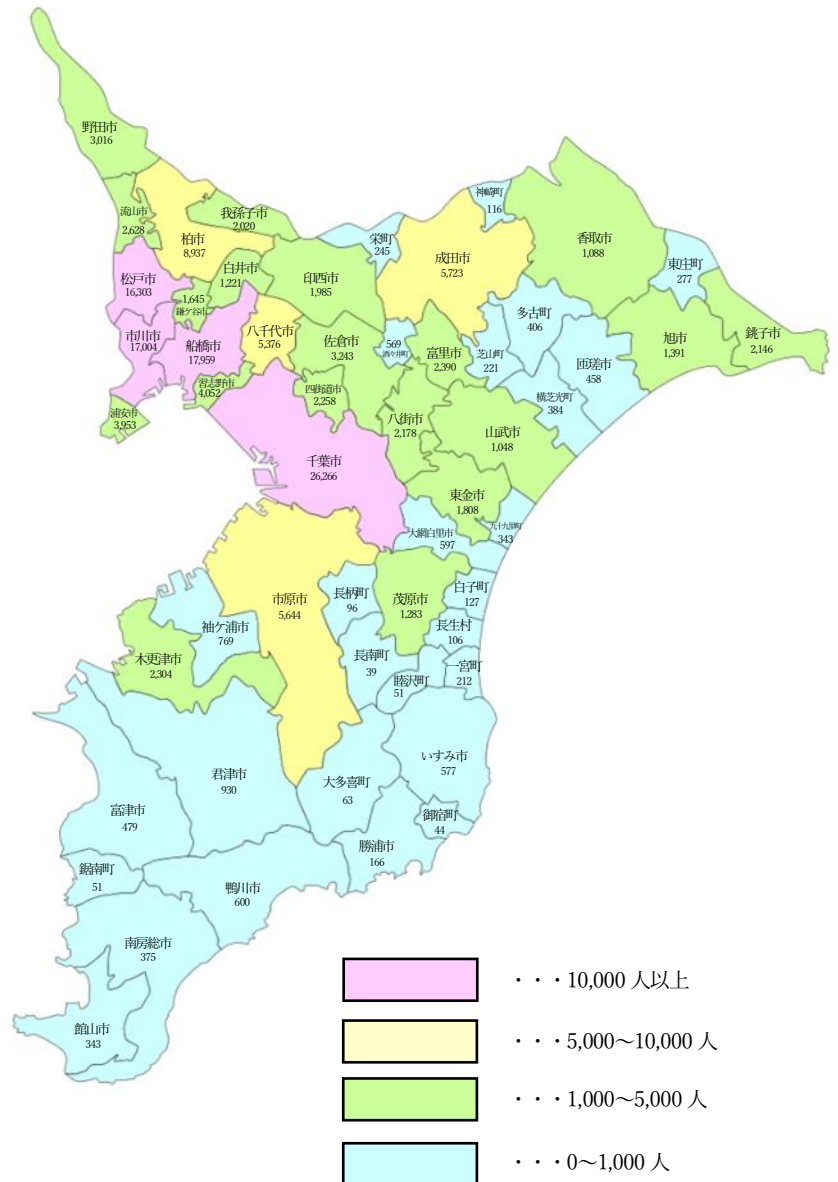
イ 市町村別外国人数

千葉市が2万6,266人で本県の外国人数（153,500人）の17.1%を占め、以下、船橋市1万7,959人（11.7%）、市川市1万7,004人（11.1%）、松戸市1万6,303人（10.6%）、柏市8,937人（5.8%）と続き、上位5市で外国人全体の56.3%を占め、北西部により多くの方が在住していることが分かります。

（表4）外国人数上位10市町村・構成比

順位	市町村名	人数	県内外国人数に 占める構成比
1	千葉市	26,266	17.10%
2	船橋市	17,959	11.70%
3	市川市	17,004	11.10%
4	松戸市	16,303	10.60%
5	柏市	8,937	5.80%
6	成田市	5,723	3.70%
7	市原市	5,644	3.70%
8	八千代市	5,376	3.50%
9	習志野市	4,052	2.60%
10	浦安市	3,953	2.60%

（図6）市町村別外国人数



資料：千葉県国際課調査「平成30年12月末住民基本台帳による外国人数」

ウ 国・地域別外国人数

平成 30（2018）年末現在、中国が本県の外国人数（153,500 人）の 33.6%を占め、フィリピン、ベトナム、韓国・朝鮮、ネパールと続いています。特にベトナムやネパール、スリランカは近年、人数の増加が著しく、外国人全体に対する構成比も年々上昇しています。

（表 5）上位 10 か国の外国人数の推移等

国名	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	構成比	H26～30 増減率
中国	40,932	42,684	45,387	48,599	51,516	33.6%	25.9%
フィリピン	16,159	16,782	17,486	18,580	19,006	12.4%	17.6%
ベトナム	5,497	8,982	12,174	15,346	18,351	12.0%	233.8%
韓国・朝鮮	15,996	15,901	16,039	16,240	16,446	10.7%	2.8%
ネパール	2,791	3,470	4,519	5,847	6,754	4.4%	142.0%
タイ	5,031	5,193	5,409	5,605	5,697	3.7%	13.2%
スリランカ	1,693	2,143	2,964	4,261	4,481	2.9%	164.7%
台湾	2,505	3,084	3,154	3,299	3,535	2.3%	41.1%
ブラジル	3,168	3,122	3,292	3,316	3,359	2.2%	6.0%
ペルー	2,643	2,598	2,588	2,588	2,639	1.7%	-0.2%

資料：千葉県国際課調査「平成 30 年 12 月末住民基本台帳による外国人数」

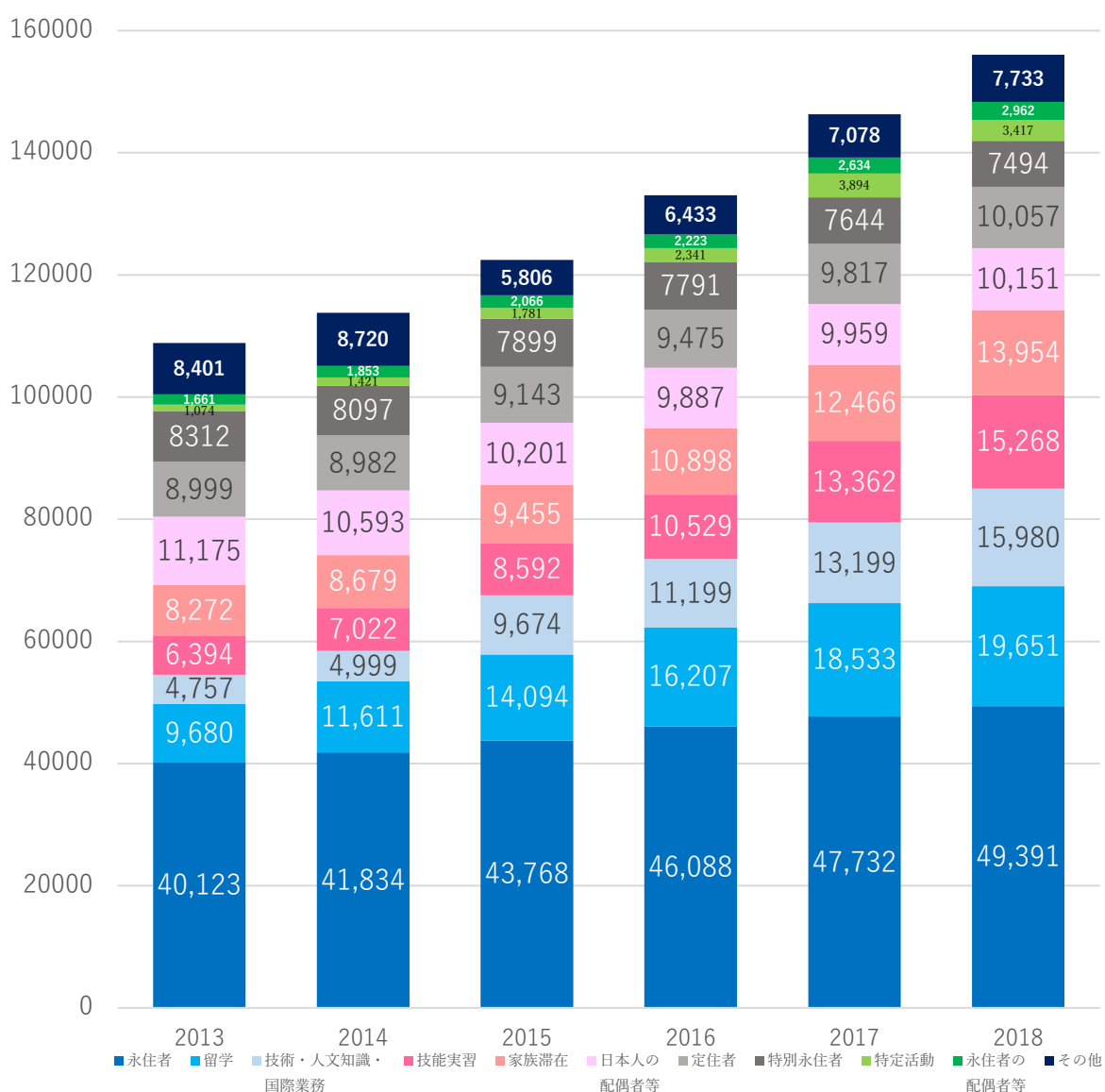
エ 在留資格別外国人数

平成 30（2018）年 12 月末現在では、「永住者」が 49,391 人と最も多く、在留外国人の 31.6%（参考：全国 28.2%）を占め、平成 26（2013）年からの 5 年間で 23.1%増加しています。

「永住者」・「永住者の配偶者等」「定住者」はいずれも増加傾向にあり、平成 26（2013）年からの 5 年間で合計 11,627 人・22.9%増加し、定住化の傾向がみられます。

その他の在留資格についても、「留学」・「技術・人文知識・国際業務」・「技能実習」は 5 年間で倍増しています。

（図 7）在留資格別外国人数の推移



資料：法務省「在留外国人統計」

【具体例】

技術・人文知識・国際業務：技術者、マーケティング業務従事者、通訳 等

特 定 活 動：EPA 看護師・介護福祉士、大学等留学生が卒業後に行う就職活動 等

定 住 者：第三国定住難民、日系 3 世 等

オ 年齢別外国人数

平成 30（2018 年）12 月現在では、20 代が 46,695 人と最も多く、その後に 30 代、40 代、50 代と続きます。千葉県人口の構成比と比較すると、外国人の方が 20 代、30 代の構成比が特に高くなっている一方、60 代以上が非常に低くなっています。

（表 6）年代別在留外国人数と県人口の比較

年代	在留外国人数	構成比	千葉県人口	構成比
10 歳未満	10,770	6.9%	494,550	7.8%
10 代	9,278	5.9%	560,615	8.9%
20 代	第 1 位 46,695	29.9%	658,932	10.4%
30 代	第 2 位 35,651	22.8%	755,853	12.0%
40 代	第 3 位 24,411	15.6%	第 1 位 987,058	15.6%
50 代	18,695	12.0%	第 2 位 808,050	12.8%
60 代	7,303	4.7%	第 3 位 788,857	12.5%
70 代	2,426	1.6%	787,092	12.5%
80 代以上	829	0.5%	467,554	7.4%

資料：法務省「在留外国人統計」、千葉県統計課調査「千葉県年齢別・町丁字別人口」

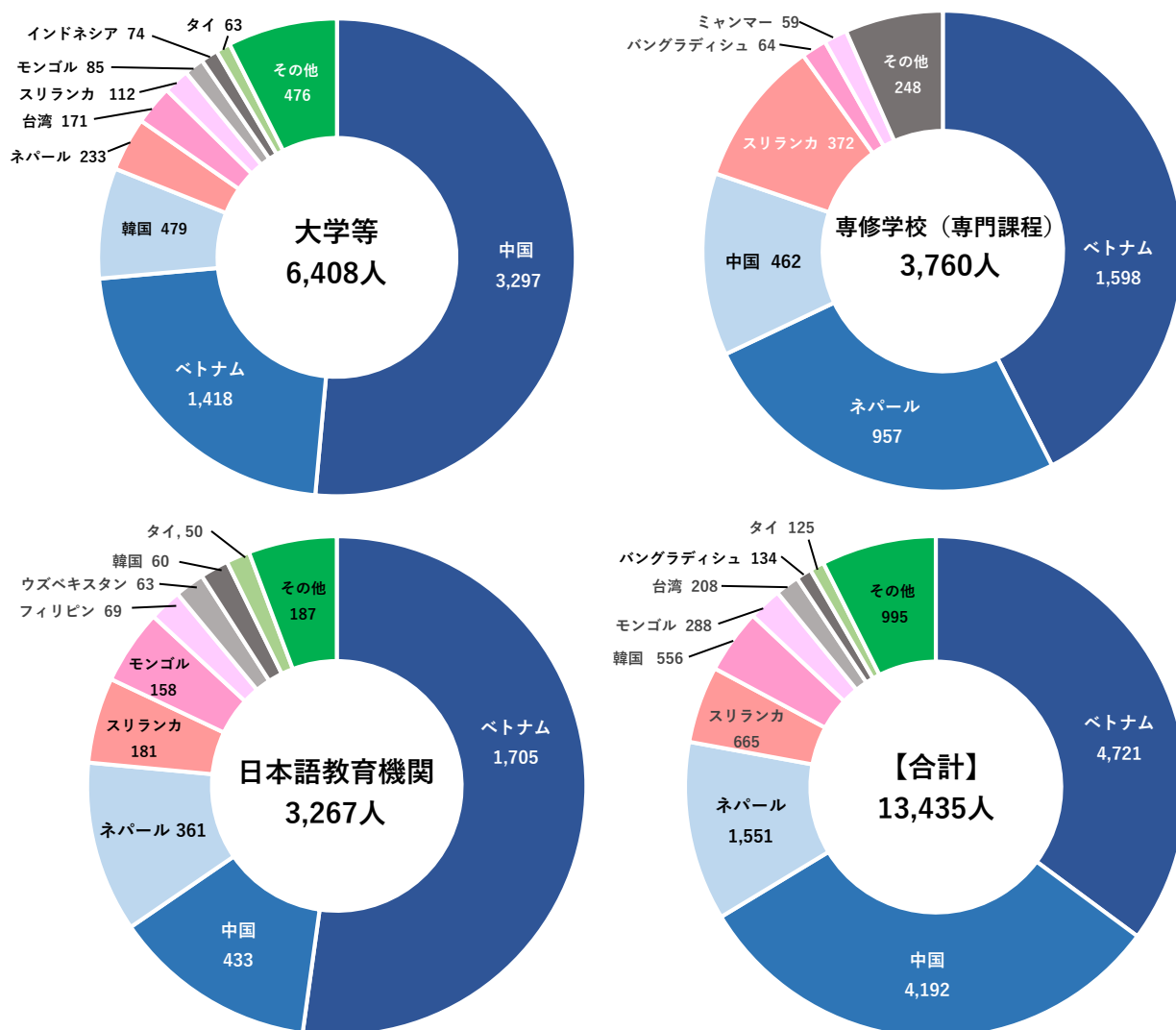
カ 外国人留学生数

本県が取りまとめた「令和元年度千葉県内大学等在学留学生数調査」では、県内にキャンパスを有する大学等（大学院、短期大学及び高等専門学校含む）、専修学校（専門課程）及び法務省告示日本語教育機関に在学する留学生の総数は 13,435 人で、学校種別の内訳は、大学等が 6,408 人（前年比 121 人・1.92%増）、専修学校（専門課程）が 3,760 人、日本語教育機関が 3,267 人でした。

国・地域別では、ベトナムが 4,721 人で最も多く、次いで中国 4,192 人、ネパール 1,551 人、スリランカ 665 人、韓国 556 人となっています。

また、平成 30 年度中に県内の高等教育機関を卒業した外国人留学生 2,492 人のうち国内就職者は約半数の 1,259 人であり、その約 4 分の 1 にあたる 321 人が県内就職者となっています。

(図8) 出身国・地域別外国人留学生数



(表7) 平成30年度に卒業した外国人留学生の進路状況

単位：人

	大学	大学院	短期大学	高等専門学校	専修学校 (専門課程)	日本語 教育機関	合計
千葉県内で就職	33	15	13	0	260	40	361
国内(県外及び場所不明)で就職	258	89	33	0	558	175	1,113
国内で進学(同一学校内進学 (大学→大学院等)を含む)	108	33	39	5	294	1,561	2,040
国内その他(就職活動中を含む)	101	23	2	0	117	33	276
母国へ帰国	255	129	10	0	72	260	726
その他の国へ転出・不明	23	21	0	0	1	54	99
合 計	778	310	97	5	1,302	2,123	4,615

資料(図8・表7): 千葉県国際課調査「令和元年度千葉県内大学等在学留学生数調査結果」

キ 外国人労働者数

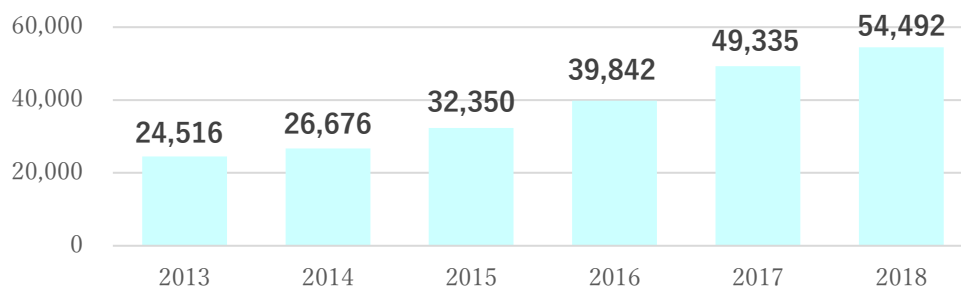
厚生労働省千葉労働局が取りまとめた「外国人雇用状況の届出状況」によれば、平成 30 (2018) 年 10 月現在、本県で働く外国人労働者数は 54,492 人となっており、前年同期比で 5,157 人(10.5%)増加し、6 年連続で過去最高を更新、平成 25 (2013) 年から 2 倍以上の人数となっています。増加の要因については、雇用情勢の改善が着実に進み、「永住者」等の身分に基づく在留資格者の就労が進んでいることや、留学生の受入れ、技能実習制度の活用が進んでいること等が挙げられています。

また、国籍別ではベトナムが最も多く、13,793 人で全体の 4 分の 1 超を占め、増加率も前年同期比 15.9%となっています。続いて中国、フィリピン、ネパール、ブラジルの順となっています。

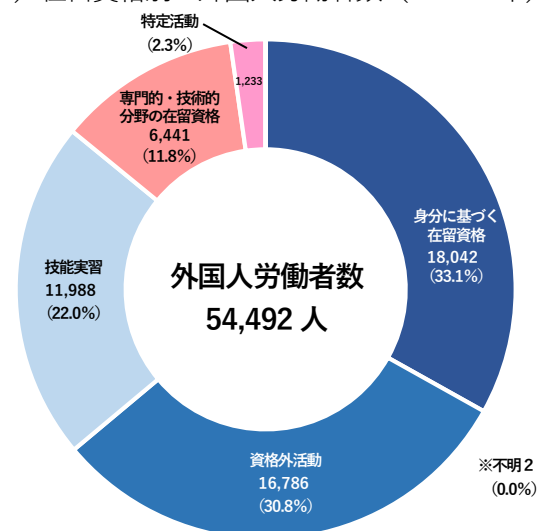
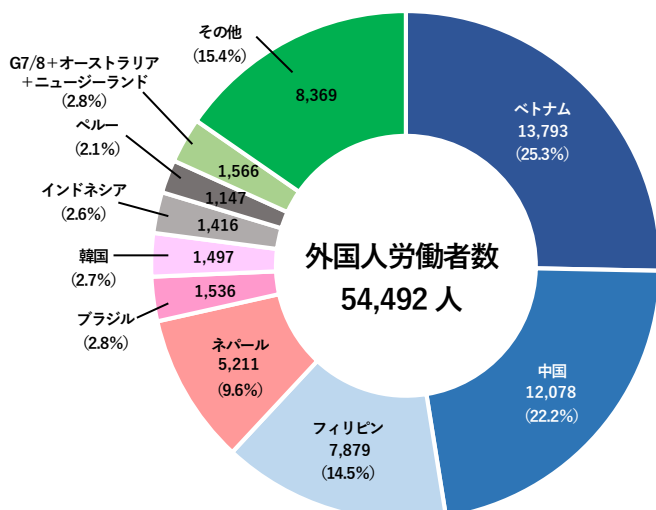
在留資格別では、身分に基づく在留資格が 18,042 人と最も多く、次いで資格外活動(留学)が 14,307 人、技能実習が 11,988 人となっています。特に技能実習生は前年同期比で 23.0%の大幅増加となっています。

産業別外国人労働者数は、製造業が最も多く 14,320 人(全体の 26.3%)、他には卸売業・小売業が 7,668 人、宿泊業・飲食サービス業が 6,525 人となっています。

(図 9) 外国人労働者数の推移



(図 10) 国籍別・外国人労働者数 (H30.10 末) (図 11) 在留資格別・外国人労働者数 (H30.10 末)



資料：厚生労働省千葉労働局「外国人雇用状況の届出状況」

（３）県における多文化共生推進の取組について

総務省の「地域における多文化共生推進プラン」策定を受け、県では平成 19（2007）年に、県の施策・事業展開をとりまとめた「ちば 2007 年アクションプラン」で、重点事業の 1 つに「多文化共生社会づくりの推進」を位置付けました。また、平成 22（2010）年に策定された「輝け！ちば元気プラン」（千葉県総合計画）では、千葉県が取り組むべき主要課題の 1 つとして「多文化共生の実現」を掲げ、現行の総合計画に至るまで、外国人県民にも暮らしやすい地域づくりに向けた各種施策に取り組んできました。



千葉県総合計画
「輝け！ちば元気プラン」
(平成 22～24 年)



千葉県総合計画
「新 輝け！ちば元気プラン」
(平成 25～28 年)



千葉県総合計画
「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」
(平成 29～32 年)

第3 外国人県民を取り巻く課題

外国人県民の増加に伴い、様々な課題も顕在化してきています。県が、市町村や国際交流協会に対して行った国際化施策に関するヒアリングやアンケート調査結果からは、外国人県民と日本人県民との共生や、外国人県民への支援についての課題が明らかになっています。

市町村や国際交流協会が実施する国際化施策における主な課題について

●地域住民との共生に関すること

【主な内容】

- ・外国人市民の増加、言語・文化・生活様式が異なることによる地域でのトラブルの発生や、つながりの一層の希薄化
- ・外国人と日本人とのコミュニケーションが少ない
- ・在住外国人と市民との交流機会が少ない
- ・ゴミ出しが正しくできないなど、文化の違いによる日常生活における課題
- ・多文化理解のためのイベントや講座の参加者が固定化している
- ・外国人コミュニティの発掘に苦慮している
- ・顔の見える関係づくりができていない
- ・外国人住民の地域コミュニティ活動への参加が進んでいない 等

●外国人児童・生徒の教育に関すること

【主な内容】

- ・母国から帯同・呼び寄せられた児童生徒の日本語習得や学校への適応が困難
- ・日本語教育補助員・支援者や児童生徒の外国語を理解できる人材の確保
- ・マイナー言語話者への対応、授業についていけない生徒の存在
- ・支援を必要としている外国人児童・生徒を完全に把握できていない
- ・通訳支援や就学支援が進んでいない
- ・文化的歴史的背景の相違により、教科等の理解が困難
- ・学校や保育所等での保護者・児童生徒との意思疎通が困難 等

●外国人の経済的な生活困窮、就職難、住宅難に関すること

【主な内容】

- ・各種社会制度の理解が困難
- ・保険加入や、水道料金・税金の未払いへの対応
- ・死別・離別後の生活、外国人の生活保護相談・申請の増加 等

●外国人の災害支援に関すること

【主な内容】

- ・情報メール登録者数が増えず、情報の到達が不十分
- ・災害時の多言語での情報提供の方法
- ・災害時の避難所等での外国人対応
- ・外国人市民のニーズが把握できていない
- ・外国人の避難訓練への参加が少なく、参加しても言葉の壁がある 等

●関係機関、関係団体との連携に関すること

【主な内容】

- ・市の各部署と国際交流協会の横断的連携が不足
- ・日本語ボランティアの後継者不足
- ・国際交流協会の活動内容の周知不足、学習支援者・ボランティアの人材不足
- ・国際交流協会の事務局について財政的・人材的基盤が弱い・高齢化 等

●その他

【主な内容】

- ・行政情報の多言語での発信
- ・外国人住民へのコミュニケーション支援
- ・国籍の多様化による相談窓口や通訳・翻訳対応の困難化
- ・職員数等の行政リソースの不足による施策実施困難 等

平成 30(2018)年 10 月 県国際課調べ

それぞれの課題内容を整理したところ、外国人県民が生活する上で、以下の3つが主な課題として挙げられます。

課題①：地域社会との関わり

外国人県民と日本人県民の共生を図るには住民同士のつながりが重要ですが、地域社会における交流機会の不足により外国人県民が孤立したり、言葉や文化・生活習慣の違いによって両者の間にトラブルが生じてしまうことがあります。

このような課題の要因としては、県民の間に相互理解及び共生に向けた意識が十分に備わっておらず、お互いの存在に無関心であることが挙げられます。

課題②：日常生活等に必要な日本語

外国人県民の中には、日常生活に必要な日本語でのコミュニケーション力が十分でないために、行政機関の窓口や病院での診察等、日常生活における様々な場面で意思疎通に支障が生じ、生活に困難を抱える方が多くいます。

また、日本語でのコミュニケーション力が十分でない外国人児童生徒等は、日常生活に加えて、学校での学習に必要な日本語も修得する必要があるため、より適応が難しくなっています。

課題③：制度・生活に関する情報

外国人県民は、居住、教育、医療・保健・福祉、防災、税金などの生活の各分野において、日本での生活に必要な制度の情報が十分に得られておらず、このことが安心して安全な生活を送る上での障害となっています。

第4 プラン策定の基本的な考え方

プラン策定の背景で見てきたとおり、今後、少子高齢化の進展と外国人県民のさらなる増加・多様化が予想される中、県は、外国人県民を取り巻く課題の解決に向けて、取組を効果的・効率的に進めていく必要があります。

そのために最も重要なのは、「言語・文化・習慣の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員である」という社会づくりの理念です。これは、2015年に国連で採択された持続可能な社会づくりの国際目標であるSDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会と一致するものです。

また、人口減少による地域社会の活力低下が懸念される中、外国人県民を支援対象としてだけでなく地域社会の担い手として認識し、外国人県民を含めた全ての県民が共に助け合い、その能力を最大限に発揮して活躍していくという視点が重要です。

これらを踏まえ、本プランでは基本目標及び施策目標を次のように掲げます。

1 基本目標

基本目標

言語・文化・習慣の異なる外国人県民と日本人県民が、共に地域社会の一員として助け合い、安心して暮らし働き、活躍することのできる県づくり

2 施策目標

施策目標Ⅰ 外国人県民と日本人県民が、共に地域社会の一員として暮らし、活躍する県づくり

多文化共生意識の醸成を図る取組や外国人県民と日本人県民の交流を通じ、相互に親しみを感じ地域社会の一員であることを理解してもらう施策を進めます。また、外国人県民が主体的に活躍できる機会の創出を行っていきます。

施策目標Ⅱ 外国人県民が安心して暮らし、働ける県づくり

外国人県民向けの相談窓口や日本語教室の整備などの総合的なコミュニケーション支援をはじめ、子どもの教育、住宅、医療・保健・福祉、防災等の各分野における支援が充実するような取組を推進します。

外国人県民を取り巻く課題

課題①：地域社会との関わり

地域社会での交流機会の不足による孤立、言語や文化・生活習慣の違いによる日本人県民とのトラブルが発生

課題②：日常生活等に必要の日本語

日本語でのコミュニケーション力が十分でないため、社会生活の様々な場面で、意思疎通に支障、生活が困難に

課題③：制度・生活に関する情報

日本での生活に必要な制度情報が十分に得られていないことにより、安心して安全な生活を送る上での障害に

目指すべき姿

【基本目標】

言語・文化・習慣の異なる外国人県民と日本人県民が、共に地域社会の一員として助け合い、安心して暮らし働き、活躍することのできる県づくり

施策目標 I

外国人県民と日本人県民が、共に地域社会の一員として暮らし、活躍する県づくり

施策目標 II

外国人県民が安心して暮らし、働ける県づくり



『SDG s』とは？

『SDG s』とは、「持続可能な開発目標」のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

国の SDG s 推進本部が令和元（2019）年に決定した『SDG s 実施指針改定版』では、地方自治体の様々な計画に SDG s の要素を反映することなどが期待されています。

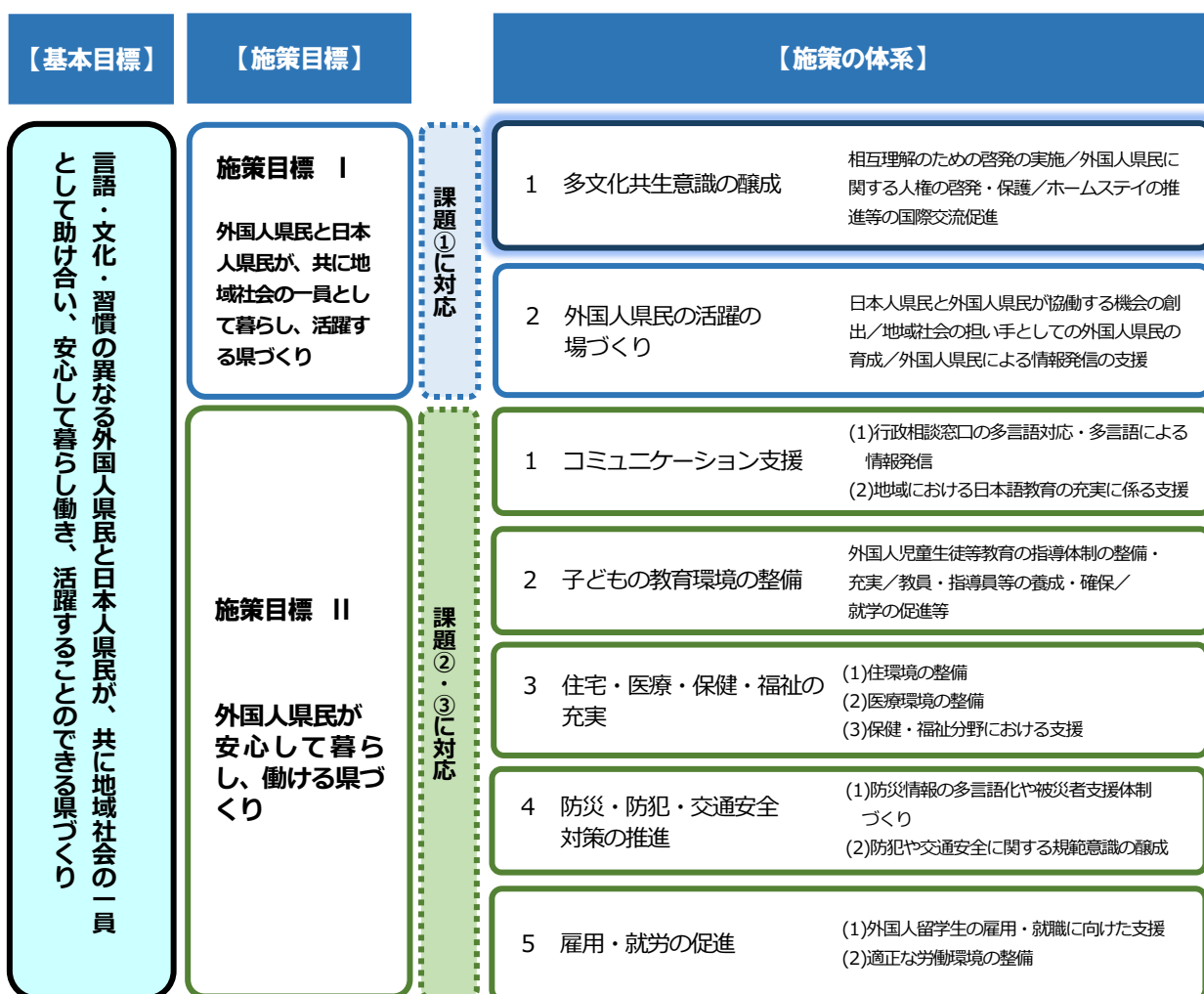
この千葉県多文化共生推進プランは、主として SDG s が掲げる以下の目標に貢献するものと考えています。



第5 多文化共生施策の体系・展開

基本目標と施策目標に向けて、各課題を解決するための具体的な取組を整理すると、以下のとおりとなります。

次ページ以降では、施策ごとに、まず背景と現在の取組状況を整理し、取組上の課題を検討するとともに今後の方向性を示します。また、各施策に関連する具体的な県の取組として、現時点の主な事業を掲載しています。



外国人県民と日本人県民が、共に地域社会の一員として暮らし、活躍する県づくり

1 多文化共生意識の醸成

【背景と取組の状況】

言葉による意思疎通が十分にできないことや、お互いの文化や生活習慣に対して理解が進まないことから、外国人県民と日本人県民との間で同じ地域住民としてのつながりが生まれず、外国人県民が孤立する要因となっています。

こうした状況を解消し、活力ある地域社会を維持していくうえで、多文化共生は重要な理念であり、お互いの人権、文化、生活習慣を理解し尊重するための意識啓発を図る必要があります。また、外国人県民と接し、支援する立場にある行政や教育、医療・福祉等の関係者にも、こうした多文化共生意識をもって取り組むことが求められます。さらに、草の根レベルの異文化交流を行うことで、外国人県民と日本人県民との間で個人的で継続的な人間関係が生まれ、多文化共生意識が醸成されることが期待できます。

県では、千葉県国際交流センターをはじめとする国際交流・協力団体との連携・協力により、県民の異文化理解に資するセミナーや青少年向け国際理解プログラムを実施するほか、外国人県民に関する人権意識の啓発のため、人権啓発指導者の育成や人権啓発活動事業等の取組を実施しています。

また、草の根レベルの異文化交流を促進するため、ホームステイ等の受入れ推進や青少年向け国際理解プログラムを実施しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

異文化理解や人権意識の啓発活動等への参加は、普段から関心をもつ方に限られる傾向にあるため、より多くの県民が参加し、異文化理解を深められるよう努めていく必要があります。

異文化交流活動については、活動の裾野を広げるために、ボランティアやホストファミリーの掘り起こしを進める必要があります。さらに、今後は交流の場として、自治会等の地域コミュニティ活動に着目し、市町村と連携してその促進に取り組んでいく必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 市町村や自治会・町内会、NPO等のボランティア団体と連携し、外国人県民と日本人県民が、近所付き合いや地域活動などの地域に密着した場面で、同じ地域社会の一員としての意識を涵養し、交流を深めていけるよう啓発に努めます。
- ・ より多くの県民が異文化理解を深め、言語や文化等が異なる県民同士の共生に向けた意識が生まれるよう、参加者の掘り起こしや魅力ある国際理解プログラムづくりにより、啓発活動の充実に努めます。
- ・ ホームステイの受入れや交流イベントへの参加など、草の根レベルの国際交流を推進するとともに、ボランティアやホストファミリーの掘り起こしに努め、交流の拡大を図ります。

主な事業

<相互理解のための啓発の実施>

国際交流・協力等ネットワーク会議

総合企画部

- ・ 市町村、市町村国際交流協会、NPO・NGO等県内の関係団体の参加のもと、地域における交流・協働事例等の紹介や分科会による意見交換等を行います。

国際理解セミナー

総合企画部

- ・ 県民、民間国際交流団体等を対象に、国際理解の促進、グローバル人材の育成、国際交流・協力活動の促進等に役立つ講座を開催します。

楽しく外国のことを学ぼう

教育庁

- ・ 小学4年生から6年生を対象に、高等学校のALTや大学留学生を交えて、日本と外国の文化・風習を学びながら、英会話の実践も行います。

<外国人県民に関する人権の啓発・保護>

人権啓発指導者養成講座事業

健康福祉部

- ・ 職場や地域の人権啓発のリーダーを育成するため、外国人県民に関する人権をテーマに含めた短期集中型の講座を開催します。

人権ユニバーサル事業

健康福祉部

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機に、人権ユニバーサル社会を実現し、これを未来につなげていくため、外国人県民に関する人権をテーマに含めた交流イベント、後援会、研修会、シンポジウム等の人権啓発活動事業を実施

施します。

ちば人権出前講座・人権問題講師紹介事業

健康福祉部

- ・ 全ての人が自分らしい生き方のできる社会を実現し、差別意識や偏見をもたない「心のバリアフリー」を達成するため、地域・企業・NPO・行政機関等が外国人の人権をテーマに含む研修会・講習会を開催するにあたり、講師を紹介します。

<ホームステイの推進等の国際交流促進>

ホストファミリーの推進

教育庁

- ・ グローバル人材の育成に向け、異文化理解や国際交流を促進する仕組みをより一層充実させていくため、ホームステイやホームビジットの受入家庭を掘り起こし、訪日教育旅行等でのホームステイなどによる交流を促進します。

2 外国人県民の活躍の場づくり

【背景と取組の状況】

将来にわたり地域の活力を維持できるよう、外国人県民と日本人県民がともに地域で活動・活躍していくためには、外国人県民と日本人県民とが実際に交流・協働をしながら「顔の見える関係」を築いていくことが重要です。具体的な交流・協働の場として、地域行事だけでなく、清掃活動や公共花壇の整備など、地域づくりのための活動に外国人県民の参加を促していくことが考えられます。

また、外国人県民と周辺の日本人県民との間で、生活に伴うトラブルが発生している地域では、交流・協働の場を通して外国人県民と地域とのつながりづくりを支援することで、こうしたトラブルの解消に役立つことも期待されています。

さらに、外国人県民が、日本人県民と異なる文化的背景から地域社会を見つめ、これまで気づかれなかった地域の魅力を発掘・発信したり、福祉や災害などの地域活動の担い手として活躍することが期待されています。

県では、こうした交流・協働を促すため、市町村や国際交流協会等に対する先進的事例の紹介や外国人県民を対象とした地域イベント等の情報提供を行っています。また、県民を対象として、千葉の魅力を発掘・発信してもらう取組や災害時の外国人県民の支援等を担う人材の育成を行っています。

【取組上の課題と今後の方向性】

外国人県民と日本人県民との相互理解を図るためのコミュニケーションの場が少ないため、こうした場をどのようにして提供していくか、また参加者が限られる中、関心が低い人をどのように参加につなげるかが課題となっています。

また、地域に関心をもつ外国人県民が、自発的に地域の魅力を発掘・発信していくような仕組みを展開していくことが望まれます。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 市町村や千葉県国際交流センター、市町村国際交流協会と連携しながら、地域行事や文化活動、清掃活動等の地域づくり活動、さらには防災活動等の共助活動への外国人県民の参加を促します。
- ・ 地域における住民同士の交流・協働に係る先進的な取組やイベントの周知により、各地域での交流・協働の場づくりを促進します。
- ・ SNS等の情報発信ノウハウをもち、地域の魅力発信に関心のある外国人県民による情報発信活動を支援します。
- ・ 各種ボランティアの養成や活動の場の紹介等を通し、地域活動を担う外国人材の育成に努めます。

主な事業

<日本人県民と外国人県民が協働する機会の創出>

国際交流・協力等ネットワーク会議【再掲】

総合企画部

- ・ 市町村、市町村国際交流協会、NPO・NGO等県内の関係団体の参加のもと、地域における交流・協働事例等の紹介や分科会による意見交換等を行います。

ちば菜の花ニュース

総合企画部

- ・ 千葉県のイベントや最新の県政情報、その他千葉県在住の外国人に役立つ情報を掲載した英語のメールマガジンを定期的に配信します。

<地域社会の担い手としての外国人県民の育成>

災害時外国人サポーター養成講座【再掲】

総合企画部

- ・ 災害時に、避難所に避難している外国人県民への多言語での情報提供やニーズの聞き取りを行うボランティアを養成します。

千葉県外国人介護人材支援センター運営事業【再掲】

健康福祉部

- ・ 外国人介護職員等に対する相談・支援等を一元的に行う「外国人介護人材支援センター」を設置します。

ボランティア活動機会の提供

総合企画部

- ・ 国際交流や多文化共生の分野でのボランティア活動に積極的な県民を対象に、ボランティア養成を行うとともに、千葉県国際交流センターの国際交流ボランティア制度を通じて活動の場を紹介します。

<外国人県民による情報発信の支援>

ちばの魅力発信隊

総合企画部

- ・ 国内外からの本県への注目が高まる東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、身近で情報拡散力の高いフェイスブックを活用し、県民等（千葉県在住の外国人を含む）が体験した様々な「千葉の魅力」を国内外に発信します。

外国人県民が安心して暮らし、働ける県づくり

1 コミュニケーション支援

(1) 行政相談窓口の多言語対応・多言語による情報発信

【背景と取組の状況】

県では、医療や福祉、県税、交通事故、教育、労働相談など、各分野で相談窓口を設置していますが、外国人県民がスムーズに相談できるよう、多言語で相談できる体制の整備が求められています。また外国人県民の在住期間が長期化するにつれ、相談内容は多様化、深刻化の傾向にあり、相談窓口の充実が必要となっています。

インターネットや各種の資料により提供される県政情報や生活情報も外国人県民が生活するうえで重要であり、多言語による情報提供が求められています。

県では、外国人県民向け相談窓口の充実や専門相談の実施、相談員の派遣等により多様な相談ニーズに対応しています。また、ホームページの多言語化や施設利用パンフレット類の多言語表記など、日常生活を送るうえで必要性の高い行政情報を中心に、多言語化の取組を進めています。

【取組上の課題と今後の方向性】

各分野の相談窓口において、多言語対応が困難なケースが少なくないため、十分な相談対応を行ううえでの妨げとなっています。また、行政情報の多言語化については、情報範囲・言語数ともに十分とは言えない状況です。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 外国人相談窓口については、多言語化や専門相談の実施、市町村の相談窓口との連携や市町村の相談員向け研修を実施し、相談対応能力の向上等に努めます。
- ・ 各種行政手続の窓口においては、職員の語学力向上や ICT・多言語ツールの活用等により、外国人県民とのコミュニケーション能力の向上に努めます。
- ・ 外国人県民がより多くの生活情報を入手し、生活の質の向上につなげられるよう、ホームページやパンフレット等において行政情報の多言語・やさしい日本語による提供を拡充していきます。
- ・ 外国人県民にもわかりやすく、利用しやすい行政サービスを実現するため、各種の行政手続書類や職員の実務研修等に多文化・多言語対応への配慮を反映させていきます。

主な事業

<相談窓口の整備・行政手続の支援>

外国人総合相談事業

総合企画部

- ・ 外国人県民が安全で快適な暮らしができるよう、多言語による相談が可能な相談窓口を設置します。また、弁護士や行政書士による外国人県民向け専門相談を実施します。

外国籍DV被害者等支援事業

総合企画部

- ・ 女性サポートセンターにおいて来所相談や所内面接を行う際や、医療機関受診時等に、外国籍のDV被害者に分かりやすい説明、援助を行うため、必要な母語等に応じた通訳を派遣します。

千葉県外国人介護人材支援センター運営事業

健康福祉部

- ・ 外国人介護職員等に対する相談・支援等を一元的に行う「外国人介護人材支援センター」を設置します。

県営水道の窓口における多言語対応体制の推進

企業局

- ・ 外国人県民からの問い合わせ等に対応できる体制を構築するため、県水お客様センターに英語を話せるスタッフを配置するほか、料金収納窓口にも、多言語に対応した資料等の配置を進めます。

外国人児童生徒等教育相談員派遣事業【再掲】

教育庁

- ・ 外国人児童生徒等に対して、母語を理解する教育相談員により、学校生活の相談、授業支援、日本語指導及び保護者も含めた通訳、翻訳を行います。

警察行政事務に関する多言語対応体制の推進

県警本部

- ・ 警察署等での相談対応や各種手続、外国人県民からの聴取等に際して、職員の語学力向上や民間通訳人の確保、翻訳機能を有する端末の活用、多言語会話集の作成・活用等を推進します。

<多言語による生活情報等の発信>

外国語による生活情報提供事業

総合企画部

- ・ 千葉県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人県民向けの情報を多言語で提供します。また外国人県民向けの多言語生活ガイドブック「ハローちば」を掲載します。

千葉県ホームページ運営事業（多言語対応）

総合企画部

- ・ 千葉県を紹介するページを 5 言語で提供します。（令和 2 年 7 月に 8 言語の機械翻訳機能を提供予定）

千葉の魅力発信推進事業(ガイドブック)

総合企画部

- ・ 食、自然、歴史や観光施設等、千葉の魅力をコンパクトにまとめたドライブマップ付ガイドブック「千葉めぐり」（6 言語）を最新の情報に更新し、毎年作成します。

受動喫煙対策の推進

健康福祉部

- ・ 改正健康増進法に基づく受動喫煙対策の標識について、表記する言語の対訳表を県ホームページに掲載します。

水道のしおりの多言語表記化の推進

企業局

- ・ 「水道のしおり」において、多言語表記に対応したページを増やすよう努めます。

県立図書館における外国語資料収集・外国語利用への対応

教育庁

- ・ 外国語の図書・新聞・雑誌等の外国語資料の収集・提供や、ホームページでの外国語による利用案内と検索ページの提供、外国語とやさしい日本語による施設利用案内の配付を行います。

県立博物館・美術館ホームページ・パンフレットの多言語化

教育庁

- ・ 様々な国の方々が本県の自然と歴史、文化への理解を深められるよう、県立博物館・美術館ホームページ及びパンフレット等の更なる多言語化に努めます。

県警ホームページにおける外国語ページの運用

県警本部

- ・ 県内に居住又は来訪する外国人に向けて、国内法規の遵守事項、各種申請方法、相談要領等について記載された外国語ページ（4 言語）を運用します。

県有施設等への外国語表記

県警本部

- ・ 窓口機能のある警察施設や警察車両、警察官の被服等に英語表記を行い、外国人県民からの認知度を高めます。

(2) 地域における日本語教育の充実に係る支援

【背景と取組の状況】

千葉県国際交流センターの調査によると、平成 30 年 10 月現在で県内 54 市町村のうち、34 の市町において 146 の日本語教室が開設されています。外国人県民が地域の一員として暮らすためには、日本語によるコミュニケーションが最も望ましいため、生活者としての日本語学習を支援する日本語教室の取組を充実させる必要があります。

また、日本語を母語とする県民の側では、必要に応じ、やさしい日本語等を使用してコミュニケーションを図ることが望まれます。

県では、こうした地域の日本語教室を支援するため、日本語ボランティアを育成する講座や日本語ボランティア同士の情報交換の場づくり等を行っています。

【取組上の課題と今後の方向性】

技能実習生など外国人労働者の増加等により日本語教室の利用が増え、教室側の負担が増大している一方で、日本語教室を運営する日本語ボランティアが不足しており、ボランティアの高齢化が進んでいます。このため、新たな人材の育成や資質向上のための研修等の実施が必要です。また、県内の 20 市町村には日本語教室が開設されておらず、日本語教育を受けられない空白地域が生じています。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 日本語ボランティアの高齢化に対応するため、新たな人材を育成します。
- ・ 日本語教室の新規設置や運営に係る課題解決のため、日本語教室間の交流を促進します。
- ・ 県内各地の地域日本語教室の実態調査を行い、調査結果を踏まえて、本県の日本語教育に係る取組の方向性を検討します。
- ・ コーディネーターを中心とした広域的な日本語教室の支援体制を検討します。

主な事業

地域日本語教育実態調査事業

総合企画部

- ・ 外国人県民が日常生活に必要な日本語を学ぶことができる「地域日本語教室」の現状等を把握するための実態調査を行い、調査結果を踏まえて、今後の県の日本語教育に係る取組の方向性を検討します。

日本語ボランティアの養成

総合企画部

- ・ 外国人県民に対し日本語を教えながら交流しようとするボランティア希望者を対象に、必要となる基礎的な知識や素養を身に付けるための講座を実施します。

日本語教室に関するホームページ等による情報提供

総合企画部

- ・ 日本語を学びたい外国人県民向けに、県内の日本語教室の情報をホームページ等にて提供します。



『やさしい日本語』とは？

『やさしい日本語』とは、表現や文の構造を簡単にしたり、漢字にふりがなを振ることなどによって、日本語に不慣れな方にも分かりやすくした日本語のことを言います。

やさしい日本語は、平成7（1995）年の阪神・淡路大震災で、外国の方が災害時に必要な情報を十分に受け取れなかったことをきっかけに考案されました。

現在では、災害時のみではなく平時における情報提供の手段として活用が広がっており、県のホームページなどでも使用されています。

2 子どもの教育環境の整備

【背景と取組の状況】

本県の日本語指導が必要な外国人児童生徒は、平成 30 年 5 月現在で 1,778 人、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も 439 人在籍しており（平成 30 年度の文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」）、両者を合わせた「外国人児童生徒等」の在籍人数 2,217 人は、前回調査時（平成 28 年度）の 1,980 人と比べ約 12% の増となっています。

日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、日常会話ができて、学年相当の学習言語力（学習に必要な言語能力）が十分でない場合があるために、学習活動への参加に支障が生じ、これによって学習意欲の低下や学校への不適応、周囲の児童生徒からの疎外等につながる場合があります。

また、保護者についても、日本語によるコミュニケーション力が十分でないため学校との意思疎通に問題を抱えることがあるほか、教育に対する考え方や文化の違いのために学齢期になっても子どもを義務教育諸学校や外国人学校等、いずれの学校にも通わせない不就学の問題も生じており、文部科学省の「外国人の子供の就学状況調査（基準日・令和元年 5 月 1 日）」によると、本県では 102 人の子どもが不就学状態にあると確認されています。

日本語でのコミュニケーション力が十分でない外国人児童生徒等にとって、高校への進学・卒業はより困難となり、就職等、社会生活を送るうえで不利な状況に置かれる傾向にあるため、適切な相談・支援や日本語指導を行う必要があります。

そこで県では、母語を用いて学校生活への適応等を支援する教育相談員の派遣や日本語指導学級の担当教師の配置等により、各学校における外国人児童生徒等に対する相談・支援や日本語指導、保護者との意思疎通に努めているほか、教育庁ホームページに英語や中国語など約 20 言語による就学案内を掲載し、入学時における役所や学校での手続などを案内しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の増加に対し、教育相談員の派遣日数や時間数が不足しているほか、教育相談員の人選を行う各学校の間で、人材についての十分な情報連携がなく、必要な人材の確保が課題となっています。

また、公立小中学校に就学を希望する子どもに関する手続は、市町村教育委員会が主体

となつて行われますが、市町村内の関係部局等との間で、その状況や課題等について、更なる情報共有が必要です。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

<外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実>

- ・ 拠点校等の事例やモデルの普及等により、外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実に努めます。
- ・ 外国人児童生徒等における指導方法及び教材等の作成・見直しにより、指導内容の充実に努めます。
- ・ 幼稚園及び認定こども園において、海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児について、個々の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行えるよう、幼児教育アドバイザーの派遣や幼児教育関係研修に取り組みます。

<教員・指導員等の養成・確保>

- ・ 教員・相談員等の配置拡充や各市町村における支援員等の情報共有、研修の取組により、外国人児童生徒等教育の充実に努めます。

<就学の促進等>

- ・ 各市町村教育委員会との間で、先進的な取組事例を共有するなど、就学に係る支援体制の更なる充実に努めます。
- ・ 外国人児童生徒等の受入れに関して、教育庁ホームページに就学案内や手続等を掲載するなど、引き続き情報提供に努めます。
- ・ 教員・支援員等の他、民間団体・企業等と連携して、外国人児童生徒等のキャリアビジョンの形成を支援し、就学・進学・就職の支援の充実に図ります。
- ・ 地域の日本語教室や外国人児童生徒等を支援対象とする民間団体の活動を促進し、外国人児童生徒等の学習環境の充実に図ります。

主な事業

外国人児童生徒等教育相談員派遣事業

教育庁

- ・ 日本語指導を必要とする外国人児童生徒等が在籍する県立学校に対して、生徒の母語を理解する者を、外国人児童生徒等教育相談員として派遣し、日本語指導や日本の生活への適応指導などの支援を行います。

外国人児童生徒等の教育に関する連絡協議会の開催

教育庁

- ・ 日本語指導を行っている学校の担当者や各市町村教育委員会担当者、各学校へ派遣されているボランティア等を対象とした連絡協議会を開催します。

「学校からのおたより」推進事業

総合企画部・教育庁

- ・ 学校関係者と日本語を母語としない外国人児童生徒等の保護者との意思疎通を図るため、県や関係者の協力のもと、千葉県国際交流センターが作成した「学校からのおたより」（学校システムの概要及び保護者あての連絡文書集、7言語）を県内の小中学校等で活用します。

3 住宅・医療・保健・福祉の充実

(1) 住環境の整備

【背景と取組の状況】

総務省行政評価局が在留外国人に対して実施した調査によれば、日本での生活環境の短所や困っている点について、37.2%の人が「住宅の確保が困難」である点を挙げています。また、外国人県民が住居を探す際に、不動産事業者と契約を巡ってトラブルになったり、入居後も習慣の違いから日本の生活上のルールが理解できず、入居者同士や近隣住民とのトラブルが生じることがあります。

そこで県では、外国人県民を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅や居住支援を行う法人・団体等の情報提供を行っているほか、外国人留学生に対し、住居に関する情報の提供及び助言を行う不動産事業者の登録・情報提供を行っています。

【取組上の課題と今後の方向性】

外国人県民を対象としている居住支援法人の指定や、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録件数は、増加を続ける外国人県民に比べ、少ない状況にあります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 賃貸住宅の入居者及び賃貸人双方の不安を解消するための取組を進め、外国人県民を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び安定した居住の確保を促進します。
- ・ 県営住宅の契約事項や、生活上のルールに関する文書の多言語化など、外国人県民の理解を促進するための取組を進めていきます。

主な事業

住宅セーフティネット制度による居住支援事業

県土整備部

- ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅や住まい探しをサポートする不動産仲介業者の登録、入居者及び賃貸人に対し居住支援業務を行う法人の指定を行い広く情報提供します。

県営住宅における外国人県民入居者対応

県土整備部

- ・ 「県営住宅の住まいのしおり」にて、県営住宅における決まりや、生活上のルールを案内します。外国人県民の理解を促進するため、日本語版の他に、英語版・中国語版を作成して配付します。

- ・ 県内で住居探しに苦慮している外国人学生を支援するため、県から選任された住居アドバイザー（不動産仲介事業者）が、住居に関する情報の提供及び助言を行います。

- ・ 千葉県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人県民向けの情報を多言語で提供します。また外国人県民向けの多言語生活ガイドブック「ハローちば」を掲載します。

（２）医療環境の整備

【背景と取組の状況】

外国人県民が医療機関等を受診する場合には、多言語対応が可能な医療機関を探すことが難しい状況にあります。また、そうした対応のない医療機関で診察を受ける際には、日本語によるコミュニケーション力が十分でないため医師との意思疎通に支障が生じたり、文化・習慣の違いが要因となって医師、看護師、薬剤師等の説明が適切に伝わらず、医療サービスを適切に受けられない場合もあります。

県では、救急医療外国語対訳問診表や対応可能な言語を含む医療機関に関する情報提供、外国人県民の患者受入に係る研修の実施、感染症発生時の電話通訳等の取組を行っています。

【取組上の課題と今後の方向性】

県による医療機関の情報提供システムについては、外国語の簡易操作マニュアルを提供しているものの、操作画面が外国語対応となっておらず、外国人県民にわかり易いものになっていません。また、県内医療機関における外国人県民の患者受入体制はまだ十分ではありません。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 国において、外国語に対応した全国統一的な医療機能情報の検索システムの構築を進めていることから、外国人県民が使いやすいシステムになるよう働きかけていきます。
- ・ 救急医療機関が外国人県民を受け入れる際に使用できる多言語問診票の提供等、引き続き各医療機関が外国人県民に対応できる体制の支援を行うほか、国の取組の情報収集に努めます。

主な事業

救急医療外国語対訳問診表の提供

健康福祉部

- ・ 県内救急医療機関の情報サイトである「ちば救急医療ネット」において、外国人県民が救急医療機関を受診する際に使用できる「救急医療外国語対訳問診表」を 8 言語で提供します。

感染症発生予防対策事業に関する多言語対応体制の推進

健康福祉部

- ・ 感染症患者等が発生した際、感染拡大防止を目的とした保健所による調査を円滑に実施するため、17 言語に対応した電話通訳を 24 時間体制で確保します。

外国人患者受入環境整備事業

健康福祉部

- ・ 現場で従事する医療関係者と連携し、外国人県民対応に係る先進医療機関のノウハウを、広く医療機関に対して講習することで、地域の医療機関における外国人県民の患者受入環境を整え、円滑な受診を図ります。

(3) 保健・福祉分野における支援

【背景と取組の状況】

日本で恒久的に暮らすことを前提とした「永住者」と「永住者の配偶者等」の在留資格を持つ外国人県民は、過去 5 年間で 2013 年の 41,784 人から 2018 年の 52,353 人へと 25%増加しています（法務省「在留外国人統計」より）。本県で家庭を築くなど長期にわたって生活しようとする外国人県民が増えていくにつれ、健康保険をはじめ介護保険、年金など、現在だけでなく将来にも向けた備えとして、日本の社会福祉制度について理解を深めてもらう必要性が一層高まっています。

そこで県では、日常生活に欠かせない各分野の基本的な情報を多言語で提供しており、保健・福祉分野の各種制度についても周知を図っています。

【取組上の課題と今後の方向性】

今後外国人県民の一層の増加及び在留期間の長期化が見込まれる中、様々なライフステージに対応した備えが外国人県民の間で進むよう、社会福祉制度の周知及び加入の促進を行っていく重要性が増していくものと考えられます。

また、国民健康保険への加入促進については、市町村によっては外国人向けパンフレットの作成・配布やホームページへの掲載、日本語学校への周知協力要請が行われておりま

すが、県としても可能な取組を行う必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 医療・保健・福祉の各制度について、外国人県民向けに情報を整理し、生活情報の一環として市町村と連携しながら外国人県民への効果的な情報提供に努めます。
- ・ 国民健康保険制度の効果的な広報事業等の実施について、各保険者に対し助言・指導を行っていきます。

主な事業

外国語による生活情報提供事業【再掲】

総合企画部

- ・ 千葉県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人県民向けの情報を多言語で提供します。また外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」を掲載します。

4 防災・防犯・交通安全対策の推進

(1) 防災情報の多言語化や被災者支援体制づくり

【背景と取組の状況】

外国人県民が大規模災害に遭遇した場合、災害時に使われる日本語が十分理解できないために災害情報や避難場所などに関する情報を得られない可能性があるほか、避難した後にも、言葉だけでなく文化や生活習慣等の違いから、避難所での生活に困難が生じることもあります。また、地震などの災害を経験したことがなく、災害の特性や防災という考え方を理解できない人たちもいるため、日頃の情報提供や啓発が必要です。

他方で、外国人県民が正しい防災知識を備えることで、防災活動等を自ら行うことが期待できるため、災害発生時の円滑な自助・共助体制を構築するため、外国人県民を地域防災活動の担い手として育成していく必要があります。

そこで県では、防災啓発パンフレットによる平時からの周知、防災ポータルサイトによる災害情報や避難情報の多言語提供を実施しています。また、避難所の外国人県民被災者に対して多言語で情報提供等を行うボランティアの育成等を実施しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

災害時の外国人支援については、千葉県国際交流センターや避難所を設営する市町村、市町村国際交流協会と連携した運営体制づくりが必要となっています。

外国人県民の防災活動への参加はごく一部に限られており、今後参加者を広げるための取組が必要となっています。また、より多くの外国人県民が防災情報にアクセスできるよう、関係機関の協力を得ながら広く周知を行う必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 外国人県民に対する防災知識の普及及び外国人県民向けの防災訓練の実施を引き続き推進します。
- ・ 災害時多言語表示シートの普及に努め、避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラムの使用を推進します。
- ・ 災害時の多言語での情報提供や相談窓口等について、千葉県国際交流センターや市町村、関係団体等と連携した支援体制づくりを進めます。
- ・ 災害時の外国人支援活動の担い手を養成します。

主な事業

災害時外国人サポーター養成講座

総合企画部

- ・ 災害時に、主に避難所にいる外国人県民への多言語での情報提供やニーズの聞き取りを行うボランティアを養成します。

防災対策広報事業（防災啓発パンフレットの配布）

防災危機管理部

- ・ 外国人県民を対象に、地震・風水害等の災害の仕組みや、災害への備え等について、英語、中国語、韓国語により解説したパンフレットを配布します。

防災情報システム運営事業

防災危機管理部

- ・ 県内の気象情報、被害情報、避難情報等を掲載した防災ポータルサイトを6言語で提供し、外国人県民も含めた全ての県民が同サイトを利用して必要な防災情報を収集できるようにします。

（２）防犯や交通安全に関する規範意識の醸成

【背景と取組の状況】

安全で安心な地域社会を実現するうえで、住民一人ひとりの防犯と交通安全に対する意識の向上は欠かせない取組ですが、日本の法令やルールに不案内な外国人県民に対しては、より一層の周知啓発が必要と考えられます。

防犯に関しては、日本語によるコミュニケーション力が十分でない外国人が犯罪のターゲットにされる例も見受けられ、全国の刑法犯認知件数に占める外国人被害者の件数割合は、平成23年の1.4%から29年の2.5%へと上昇傾向が続いています。また他方で、日本の法令をよく知らず、外国人県民を利用した犯罪に巻き込まれる恐れもあることから、防犯意識を高めるための啓発が必要です。

交通安全については、日本と母国との間で交通ルールの相違があったり、日本語によるルールの理解が困難である場合に、交通違反を起こしたり、交通事故に巻き込まれる恐れがあります。県内で交通事故の原因をつくった第1当事者が外国人だったケースは、平成26年の171件から、同30年には277件と、5年間で約1.6倍に増えています。

そこで県では、防犯対策や交通安全に関する啓発チラシの多言語化や、外国人県民向けに防犯講話・イベント等を実施しています。また、交通違反取締業務において、対象となる外国人県民に取締りや処分に関する説明を的確に伝達できるよう、多言語化した資料を作成・配布しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

防犯に係る意識啓発にあたっては、近年の治安情勢を踏まえ、特に啓発の必要性が高い項目を選定し、啓発資料等の作成を進める必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 防犯や交通安全に係る意識啓発の各取組について、今後の外国人県民を取り巻く情勢や反響をみながら、必要な多言語対応や啓発内容の見直しを図ります。

主な事業

多言語交通安全啓発リーフレット

環境生活部

- ・ 日本の交通ルールや交通マナーを紹介するリーフレットを多言語（7言語）により作成し、空港や観光協会等に広く配布します。

外国人県民向けストーカー及びDV対策用リーフレットの作成

県警本部

- ・ 外国人県民向けに、ストーカー及びDVに関する外国語リーフレット（それぞれ10言語）を作成し、県警ホームページに掲載するほか、警察署で配布します。

外国人県民保護者向けリーフレットの作成

県警本部

- ・ 外国人県民保護者向けに少年の非行、被害防止に関するリーフレットを作成し、非行防止教室等で配布し、保護者等と連携した規範意識の醸成を推進します。

外国人県民向け自転車ルール広報啓発チラシ

県警本部

- ・ 自転車のルールに関する外国語（5言語）版広報啓発チラシを作成し、警察署で配布します。

交通違反取締業務に関する多言語対応体制の推進

県警本部

- ・ 外国人県民の違反者に対し、取締り・警告の状況等や反則金の納付方法等を説明した資料を多言語で作成、配布します。

外国人集住地域総合対策

県警本部

- ・ 外国人県民が多く集住する地域、企業及び学校等において、外国人が犯罪や事故に巻き込まれないための防犯講話やイベント会場における啓発活動等を実施します。

外国人県民向け防犯対策・交通事故抑止対策等広報チラシ

県警本部

- ・ 防犯対策・交通事故抑止対策等の理解を深めるための広報資料を多言語により作成し、警察署で配布します。

性犯罪防止対策に関する啓発

県警本部

- ・ 性犯罪等の被害を防止するためのキーワード「あおぼーし」を用いた講話を外国人県民向けに実施するとともに、啓発チラシを作成し、当該講話等において配布します。

5 雇用・就労の促進

(1) 外国人留学生の雇用・就職に向けた支援

【背景と取組の状況】

本県に在住する外国人留学生（在留資格「留学」の保有者）は、過去 5 年間で平成 25（2013）年の 9,680 人から平成 30（2018）年の 19,651 人へと倍増しており、教育機関の卒業・修了後は地域の産業を担う人材としての活躍が期待されています。

令和元年度千葉県内留学生数調査結果によると、平成 30 年度に県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び日本語教育機関を卒業した外国人留学生 4,615 人のうち国内就職者は約 3 分の 1 の 1,474 人であり、その約 4 分の 1 にあたる 361 人が県内就職者となっています。

外国人留学生の国内就職に係る主な課題として、日本の就職活動の仕組みや働き方への理解不足、留学生の日本語能力不足等が挙げられています（平成 26 年度外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果（経済産業省委託事業）より）。

そこで県では、県内中小企業を対象に、外国人留学生の採用に関するセミナーを開催しているほか、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年度に約 2.8 万人の人材不足が見込まれる介護分野への就職を促進するため、外国人留学生と介護施設とのマッチングや学費等の補助を実施しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

外国人留学生が卒業後も引き続き住み慣れた本県で働くことができるよう、外国人留学生が抱える課題を踏まえながら、就労に向けた取組を進めていくことが必要です。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 外国人留学生の採用を検討する企業や介護事業者に対して、採用や定着に向けた支援を行っていきます。

主な事業

千葉県留学生受入プログラム

健康福祉部

- ・ 県内の日本語学校及び介護福祉士養成施設に在籍する留学生と、受入介護施設をマッチングするとともに、介護施設が留学生の学費等を助成する場合に県がその一部を補助します。

- ・ 外国人留学生の採用を検討している企業向けに、留学生を受け入れるために必要となる、具体的なサポート体制や入管法の制度等、採用・定着に関する基礎知識を学ぶためのセミナーを実施します。

（２）適正な労働環境の整備

【背景と取組の状況】

本県における外国人の労働者数は、本県全体（331.4 万人）のおよそ 2%弱（約 5 万 4 千人）を占めています。在留資格別では、「身分に基づく在留資格」が最も多く、次いで「資格外活動（留学）」、「技能実習」となっています。平成 31 年（2019 年）4 月に就労を目的とした新たな在留資格「特定技能」が創設されたことなどにより、今後も外国人労働者の増加が見込まれますが、日本の労働関係法令等に関する知識の不足により、労働条件等に関する問題が生じる場合があります。

また、外国人材の活用を検討する県内の企業や団体等（以下、県内事業者）においては、情報やノウハウの不足から、単独で受入れ体制を整備することが難しい状況もあります。

県では、外国人材受入れに関する法制度や施策等の情報を県内事業者提供するとともに、関係機関と連携しながら個別相談対応を実施しています。

特に介護分野においては、高齢化の進展で介護人材の需要増大が見込まれることから、外国人介護人材の支援を専門に行う機関として「千葉県外国人介護人材支援センター」を設置しており、同センターにおいて生活や仕事上の悩みについてベトナム語や英語で相談できる相談窓口の運営や外国人県民を受け入れる事業者を対象とした説明会、外国人介護職員の交流会などを実施しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

外国人県民が日本人県民と同じように安全・安心な雇用環境の中で働けるよう、環境の整備を引き続き進めていく必要があるほか、県内事業者への情報提供を充実させていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 外国人県民を雇用する県内事業者に対し、適正な雇用環境の整備を働きかけていきます。

主な事業

千葉県外国人介護人材支援センター運営事業【再掲】

健康福祉部

- ・ 外国人介護職員等に対する相談・支援等を一元的に行う「外国人介護人材支援センター」を設置します。

企業の雇用状況やニーズに応じた適切な情報提供

商工労働部

- ・ 経済産業省の製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会等を通じて、外国人材の受入れに係る制度の概要や運用状況等について情報収集するとともに、県内事業者へのヒアリング等により雇用状況やニーズを把握し、個別相談やセミナー等を通じて適切な情報提供を行います。

【参考：外国人県民を支援対象に含む事業】

農業労働力対策事業

農林水産部

- ・ 本県農業における雇用労働力の確保に向けた戦略会議を開催するとともに、農業者が新たに労働者を雇用することを前提に取り組む就業環境の整備、就業規則の制定や労働保険の加入などの雇用条件の改善等に対して補助金を交付します。

第6 プランの推進体制・進行管理

1 プランの推進体制

多文化共生施策は生活全般の多様な分野に関わることから、関係主体が積極的かつ有機的に連携・協働して取り組んでいく必要があります。

そこで、各関係主体の役割を明確にした上で、プラン推進のための庁内連携体制を整備するほか、地域の国際化に係る関係主体とのネットワーク会議等を活用しながら必要な情報共有や連携を図り、本プランを推進します。

【主な関係主体の役割】

県民	多文化共生における地域づくりの主役は、外国人県民と日本人県民であることから、両者がお互いの文化を尊重しつつ共に地域社会で生活する者として、相互理解を深め、安心して暮らし、働き、活躍していくことが期待されています。
県	多文化共生社会の実現に向けて、本プランを広く周知するとともに、広域自治体として、広域的・先導的な取組や市町村単体では対応が困難な施策の実施、県内関係団体の横断的な協力体制の構築により、多文化共生を推進します。また、本プランを拠り所として、庁内における多文化共生意識を醸成し、各部局が連携して施策の推進に努めます。
千葉県国際交流センター	県における多文化共生事業推進の中核的役割を担い、地域のニーズに応じた多様な支援やコーディネート機能の強化に取り組むことが求められています。
市町村	外国人県民に最も身近な基礎的自治体として、地域ごとの外国人県民の現状を把握し、実情に合わせた行政サービスを的確に提供できる体制を整備することが求められます。また、地域における共生意識の醸成について啓発等の取組を推進していく必要があります。
市町村国際交流協会	市町村と連携して、外国人県民に対する相談事業、多言語情報の提供支援、語学ボランティア・支援人材の育成、外国人県民と日本人県民との交流機会の提供等、地域の実情に応じた多様できめ細やかな多文化共生推進活動を実施することが期待されています。
NPO、ボランティア団体等	地域における外国人県民の実態を直接把握し支援を実施している団体であることから、行政をはじめとした他団体との協働により、県全体の多文化共生支援策の充実に貢献することが期待されています。

国	中長期的視点に立って、外国人全般の受入れ方針及び外国人の日本人社会への適応に向けた施策にかかる体系的・総合的方针を策定し、地方自治体による多文化共生施策の実現に必要な財源措置及び支援を行うことが求められます。
大学	研究機関として、多文化共生に関する学術的知見を活かして、行政や関係団体と連携した取り組みを実施していくことが期待されています。 また、教育機関として、外国人留学生に対して高度な教育や生活に関する適切な支援を行うことによって、地域の経済活動の担い手となり得る人材を育成することが求められます。さらに、日本語教育人材等の多文化共生を担う人材の継続的育成を行うことも重要な役割となります。
学校（小学校・中学校・高等学校）	外国人児童生徒等の能力に応じた適切な日本語学習や教科学習指導により、児童・生徒の地域社会における生活基盤の確立を図ることが期待されています。
医療・保健・福祉関係機関	外国人県民の生命や健康の維持に関わる機関として、言語や文化の違いに配慮した受入れ体制の整備や、健康・福祉に関わる情報提供に努めていくことが期待されています。
県内事業者	外国人労働者の雇用にあたっては、労働関係法令を遵守し適正な労働環境の確保に努めるとともに、外国人労働者の日本語学習等の生活支援の充実を図っていく必要があります。
自治会・町内会	地域づくりにおいて中心的役割を果たす団体であることから、外国人県民の加入促進を図るとともに、地域イベントの実施、積極的参加を促し日本人県民の多文化理解を深化することによって多文化共生の地域づくりをすることが期待されています。

2 進行管理

本プランが掲げる各種施策について、庁内各部局が連携して進行管理を行うとともに、多文化共生に関する社会情勢の変化や国の動向を踏まえて取組の方向性を検証し、必要な見直しを行います。